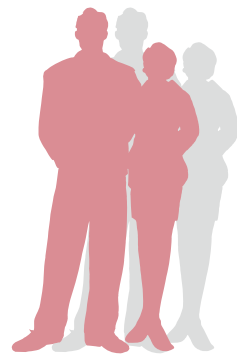


申告相談日程表

あなたの申告相談日程をご確認ください

相談期間 2月5日(木)～3月16日(月)



【2月】象潟地域

日	曜	受付時間および地区		会 場
		8:40～11:30	13:00～16:00	
5	木	鳥の海1区	鳥の海2区、鳥屋森	象潟構造改善センター (市役所象潟庁舎東側)
6	金	桜ヶ丘、松ヶ丘	34区、上狐森	
9	月	31区、潟見町1区	32区、潟見町2区	
10	火	大谷地、33区	上新町、28・29・30区	
12	木	武道島1区	下新町、武道島2区	
13	金	栄町、向山	上荒屋	
16	月	浜畑、冠石	下荒屋	
17	火	上浜の町	駅前	
18	水	下浜の町、臨海	横町	
19	木	妙見町	荒古屋	
20	金	中橋町(東中橋)	中橋町(西中橋)	
23	月	島、小浜・唐ヶ崎	大町	
24	火	関	立石2区、下浜山、大塩越	
25	水	立石1区	はまなす	
26	木	小砂川1区(1～4組)	小砂川1区(5～6組)、砂山、洗釜	
27	金	小砂川1区(7～11組)	小砂川1区(12～16組)	

【2月】金浦地域

日	曜	受付時間および地区		会 場
		8:40～11:30	13:00～16:00	
5	木	1町内		市役所金浦庁舎 2階第1会議室
6	金	1町内		
9	月	2町内		
10	火	2町内		
12	木	3町内、7町内		
13	金	4町内		
16	月	5町内		
17	火	6町内		
18	水	6町内		
19	木	8町内		
20	金	8町内		
23	月	農業申告(世帯)のみ		
24	火	農業申告(世帯)のみ		
25	水	農業申告(世帯)のみ		
26	木	大竹		
27	金	大竹		

【3月】

2	月	小砂川2区(17～26組)	小砂川2区(27～33組)、観音森	象潟構造改善センター (市役所象潟庁舎東側)
3	火	大砂川	川袋	
4	水	大須郷(坂ノ下西)	大須郷(茶屋長根)	
5	木	西中ノ沢	小滝(中・上当番)	
6	金	小滝(浜道当番)	小滝(浜道・上浜道当番)、大境	
9	月	横岡(第1・2支部)	横岡(第3・4支部)	
10	火	舟岡、目貫谷地、大森	石名坂、水岡	
11	水	長岡	長岡、大飯郷	
12	木	本郷(1班)	本郷(2班)	
13	金	申告予備日		
16	月	申告予備日		

【3月】

2	月	大竹		市役所金浦庁舎 2階第1会議室
3	火	黒川		
4	水	黒川		
5	木	飛		
6	金	赤石・高森団地		
9	月	前川		
10	火	前川		
11	水	前川		
12	木	申告予備日		
13	金	申告予備日		
16	月	申告予備日		

注) 申告が午前、午後にはわたる場合、地区の班・組・生産班・地域などを()内に表示しています。

※各地域とも予備日を設けておりますが混雑が予想されます。できるだけ下の相談日程で割り当てられている日に相談くださるようご協力をお願いします。



【2月】仁賀保地域

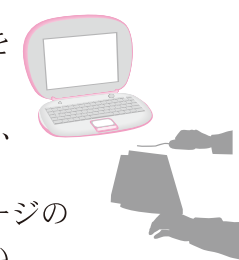
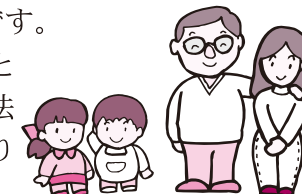
日	曜	受付時間および地区		会 場	
		8:40～11:30	13:00～16:00		
5	木	堺	水沢、寺田	老人憩の家 けやき	
6	金	百目木	立居地		
9	月	三日市、東畑	樋ノ口		
10	火	畑1	畑2・3		
12	木	桂坂	中野		
13	金	伊勢居地1	伊勢居地2		
16	月		馬場		院内分館
17	火	小国	上小国		
18	水	院内1・2	院内3・4		
19	木		冬師	釜ヶ台地区 老人憩の家 「はんの木」	
20	金	釜ヶ台	上坂、下坂		
23	月	横根1～6	横根7、さくら、石田	3階大ホール 市役所仁賀保庁舎	
24	火	杉山、ひまわり	田抓		
25	水	芹田1	芹田2		
26	木	三森1・2	三森3・4		
27	金	三森5、鈴9～12	鈴13～17		

【3月】

2	月	鈴1～4・18	鈴5～8	市役所仁賀保庁舎 3階大ホール
3	火	両前寺1～4	両前寺5～6、はまなす	
4	水	琴浦1～5	琴浦6～10	
5	木	琴浦11～16	琴浦17～27	
6	金	室沢1～3	室沢4～7	
9	月	室沢8～11	室沢12～15	
10	火	室沢16～19	室沢20～24	
11	水	長磯、坂ノ下、住吉町、坪貝	松田、上町、にかほハイツ	
12	木	田角森、鳥ノ子淵、塚田、畑ヶ田	清水、駅前、旭町、大正町	
13	金	中町、向山、千代吉町	新地、TDK新町社宅	
16	月	申告予備日		

申告の注意点

- ◆年末調整済みの給与以外の所得(給与の場合は収入)が20万円以下の方や公的年金以外の所得が20万円以下の方でも、住民税の申告は必要となります。
- ◆所得証明書等の必要な方、国民健康保険加入者、65歳以上の方は、無収入でも申告してください。また、所得や課税情報は公的な給付制度に使用される場合がありますので、所得がなくとも申告することをおすすめします。
- ◆所得税、住民税における「扶養親族」は、所得が38万円以下の親族です。会社の健康保険の扶養となれない親族でも、税法上は該当する場合があります。
- ◆要介護認定を受けている方は、障害者控除が受けられる場合があります。詳しくは、広報にかほ新春号の12ページをご覧ください。
- ◆介護施設の利用料も医療控除の対象となる場合があります。通常、利用料の領収書に「医療費控除対象金額」などの記載がありますので、領収書を確認してください。
- ◆インターネットでも申告書を作成することができます。24時間作成することができ、順番待ちもありません。詳しくは、国税庁ホームページの確定申告特集をご覧ください。



国税庁 確定申告 検索

【直接税務署へ申告される方へ】

確定申告書用紙の第2表に「住民税に関する事項」欄がありますので、こちらの記載も忘れずをお願いします。特に、16歳未満の扶養親族を年末調整時に申告していながら、確定申告書にその記載がされていないと、住民税上の扶養親族とならない場合がありますのでご注意ください。

問合せ先

税務課市民国保税班 ☎ 43-7505
 金浦市民サービスセンター ☎ 38-4300
 仁賀保市民サービスセンター ☎ 32-3030
 本荘税務署(自動音声案内) ☎ 22-2335